

別紙 4

施設予約システムサービス利用調達業務企画提案書評価要領

1 基本的な考え方

委託候補者の選定に当たっては、三朝町にとって最適な事業者を選定するため、提案内容と価格の両面で評価するプロポーザル方式を採用し、上限額の範囲内において提案があった者のうち、総得点の最も高い提案者を最優秀提案者とする。

2 審査委員会の設置

- (1) 審査委員会には7名以内の委員を置く。
- (2) 委員は当該業務について熟知している町職員及び関係する団体等の職員を充てることとするが、当該プロポーザルの応募が予想される事業者の関係者については、委員に任命しない。
- (3) 審査委員会の委員長は三朝町副町長とし、委員は関係職員及び関係する団体等の職員のうちから町長が任命する。
- (4) 委員の任命期間は、任命の日から当該年度最終日までとする。
- (5) 委員（町職員を除く。）が審査委員会に出席し、職務に従事したときは、1回あたり3,000円を謝金として支給する。
- (6) 委員が審査委員会に出席するため所在地から会場までの移動を要した場合には、旅費を支給する。

3 審査の進め方

本プロポーザル参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、委員が表1の評価視点に基づき審査を行う。

4 最優秀提案者の決定方法

- (1) 各委員の評価点を集計し、その合計点数の高い得点を得た者から順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は委員の合議によって最優秀提案者を選定する。
- (4) 70点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定見送りとする。
- (5) 提案金額が上限額を超えた場合又は必須機能を具備せず、代替措置のない提案は失格とする。

5 評価項目及び配点（120点満点）

各委員は、評価項目の評価視点に基づき5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（120点満点）をその提案者の得点とする。

表 1

| | 評価項目 | 評価視点 | 係数 | 配点 |
|----|------------------|---|-----|-----|
| 1 | 業務遂行体制 | ・実務経験や専門性を有する業者か ・人員配置等、円滑に業務を実施できる体制か | × 2 | 10 |
| 2 | 業務実績 | 同種、類似業務の導入実績が十分にあるか | × 2 | 10 |
| 3 | 機能要件 | 機能要件等一覧の条件を満たしているか | × 3 | 15 |
| 4 | 操作性 | 利用者や管理者にとって、見やすく分かりやすいインターフェイスであるか | × 4 | 20 |
| 5 | 情報セキュリティ | 個人情報保護をはじめ、セキュリティ対策は適切な対応が取られているか | × 2 | 10 |
| 6 | サポート体制 | システム運用に係るサポート体制、研修やマニュアルの提供が具体的かつ適切か | × 4 | 20 |
| 7 | その他独自提案 | 利用者や管理者の利便性向上等、本業務の目的を達成するため有効な独自の提案があるか | × 3 | 15 |
| 8 | 見積額① (初期導入経費) | (1—提案価格/提案上限額) × 10 | × 2 | 10 |
| 9 | 見積額② (月額利用料) | (1—提案価格/提案上限額) × 10 | × 2 | 10 |
| 合計 | | | | 120 |

【評価基準】

| 評価基準 | 非常に優れている | 優れている | 標準的である | 劣っている | 非常に劣っている |
|------|----------|-------|--------|-------|----------|
| | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |